

平成 21 年第 4 回牧之原市議会 5 月臨時議会について

議案第 4 2 号 牧之原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

＜人事管理室＞

5 月 1 日に出されました人事院の勧告に基づき、本年 6 月支給の期末手当及び勤勉手当の額を改正するもので、民間における夏季賞与の減額を市役所の一般職職員の手当に反映させ、支給月数の引き下げを行うものです。

詳細は、勤勉手当を 0.75 ヶ月から 0.7 ヶ月、期末手当を 1.4 ヶ月から 1.25 ヶ月、合わせて 0.2 ヶ月引き下げるものです。引き下げ率は 9.3%で、引き下げ総額は約 2 千 5 百万円程となります。

議案第 4 3 号 牧之原市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

＜人事管理室＞

本年 3 月に出された特別職報酬等審議会からの答申に基づき、市の厳しい財政状況等を勘案し、市長及び副市長に対して本年 6 月に支給する期末手当の額を 10%減額するというもので、現在、市長及び副市長の給料の減額を行っている条例に、期末手当の減額のための条文を追加するものです。

議案第 4 4 号 牧之原市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

＜人事管理室＞

本年 3 月に出された特別職報酬等審議会からの答申に基づき、市の厳しい財政状況等を勘案し、教育長に対して本年 6 月に支給する期末手当の額を 10%減額するというもので、現在、教育長の給料の減額を行っております条例に、期末手当の減額のための条文を追加するものです。

上記 3 議案は、5 月 26 日開催の臨時議会において提案どおり可決された。